

社会保険等未加入対策に関する留意事項

市では、現場の技能労働者の処遇改善による若年層の建設産業への入職を促進するため、以下のとおり社会保険未加入対策に取り組んでいるところです。

1 工事契約における指定事項

○元請業者（平成30年4月1日以降）

社会保険等未加入業者は入札参加資格を取得できない。

○1次下請業者（平成30年10月1日以降⇒**変更：令和3年4月1日以降**）

平成30年10月1日以降、下請総額が3千万円（建築一式工事は4千5百万円）以上の工事において、建設業許可を有する**社会保険等未加入業者※**は1次下請業者となれないこととした。

令和3年4月1日以降は、下請総額の額にかかわらず、全ての工事を対策の対象とする（同年6月30日までは経過措置により従前の取扱いとする）。

※「社会保険等未加入業者」の取り扱い

①加入義務のない業者

従業員が5人未満の個人事業所や一人親方等で社会保険等への加入義務のない業者は対象外です。

* 詳細は、お近くの年金事務所、労働局等へお問い合わせ下さい。

②建設国保組合に加入している業者

年金事務所等で必要な手続きを行っている場合は、健康保険に加入しているものとして取り扱います。

* 詳細は、別添の平成24年7月30日付け国土交通省土地・建設産業局発「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」等を確認してください。

2 加入促進に向けての取組事項（平成30年4月1日以降）

施工体制台帳確認の結果、下請業者が社会保険等に未加入の場合（加入義務のない業者は除く）、元請業者から加入指導をさせていただきます。

◆ 元請業者の方へのお願い

事業所の形態により加入する社会保険は異なります。

加入義務のない社会保険の加入を下請業者に強要しないよう気を付けてください。

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。